

提案書評価基準

評価事項

評価項目	配点	評価	評価の換算式	評価点	コメント
1 業務実施方針に関する視点					
(1)業務内容の理解度	10		×2		
(2)業務実施方針の妥当性	10				
2 提案内容に関する視点					
(1)企業を対象とした調査方法	10				
(2)イノベーション・コミュニティ及びスタートアップの選定	10		×2		
(3)マッチング機会の設定(個別)	10		×2		
(4)マッチング機会の設定(イベント)	10				
(5)その他提案者による提案業務の内容	10				
3 実施体制に関する視点					
(1)従事スタッフの構成・専門性・人數など	10		×2		
(2)運営計画の妥当性	10				
(3)類似業務の実績	10				
小計(満点:140点)					
評価項目(加算項目)	配点	評価	評価点		
企業としての取組に関する視点					
ワークライフバランスに関する取組		/			
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	1				
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	1				
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1				
健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1				
市内の中小企業であること	5				
小計(満点:11点)					
合計(満点:151点)					

評価方法

各評価項目は3段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、5点:普通、0点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとする。

市内の中小企業であることでの加点は5点とする。

なお、1~3については、2(5)を除き、1項目でも0点の評価があった場合は失格とする。

提案書評価基準

評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価		
		A(10点)	B(5点)	C(0点)
1 業務実施方針に関する視点				
(1)業務内容の理解度	・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された提案内容となっている。 ・横浜固有の地域特性や強みなどを理解している。	的確に理解しており 検討が十分なされている	妥当なレベルで 理解され検討されている	よく理解されておらず、検討が不十分
(2)業務実施方針の妥当性	事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられているか	優れた方針が立てられている	妥当な方針が立てられている	方針が不適切
2 提案内容に関する視点				
(1)企業を対象とした調査方法	市内企業等に対し、どのような調査を実施するのかについて、優れた提案がなされている。	独創性のある優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(2)イノベーション・コミュニティ及びスタートアップの選定	海外のイノベーション・コミュニティ及びスタートアップの選定基準・方法等について、具体的な提案がなされている。	優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(3)マッチング機会の設定(個別)	海外スタートアップ企業等との個別のマッチングについて、優れたマッチング方法が提案されている。	優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(4)マッチング機会の設定(イベント)	海外スタートアップ企業等とのイベントでのマッチング機会の創出について、優れた提案がなされている。	優れた提案がなされている	妥当な提案がなされている	期待されるレベルの提案がなされていない
(5)その他提案者による提案業務の内容	提案者による独自の業務により、本事業の内容がより充実したものになる提案がなされている。	質の高い業務の提案がなされている	妥当な業務の提案がなされている	提案がない、または期待されるレベルの提案がなされていない。
3 実施体制に関する視点				
(1)従事スタッフの構成・専門性・人数など	事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成、人数となっている。 【共同企業体での提案の場合】組織連携による相乗効果及び具体的な連携、調整の手法について明確に示されている。	当該分野に経験豊富なスタッフが十分にそろっており、信頼性の高い業務の遂行が期待できる	事業実施には支障がない体制が整えられている	業務実施にあたり当該分野に経験のあるスタッフがおらず、実施体制に不安がある
(2)運営計画の妥当性	事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。	十分検討されており 高く評価できる	妥当な運営計画が策定されている	業務実施手法と矛盾が見られるなど十分検討されていない
(3)類似業務の実績	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数	高度かつ豊富な実績がある	実績がある	実績がない
評価方法 上記の各評価項目は3段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、5点:普通、0点:劣る、とする。2(5)を除き、1項目でも0点の評価があった場合は失格とする。				
評価項目(加算項目)	評価の着目点			
企業としての取組に関する視点				
①ワークライフバランスに関する取組				
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)		
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、ブランデくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている		取得している、または認定されている		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている		認定されている		
②障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成		達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		
③健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		認定若しくは認証を受けている。		
市内の中小企業であること		市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点		
小計				
合計				

評価方法

「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、市内の中小企業であることでの加点は5点とする。